

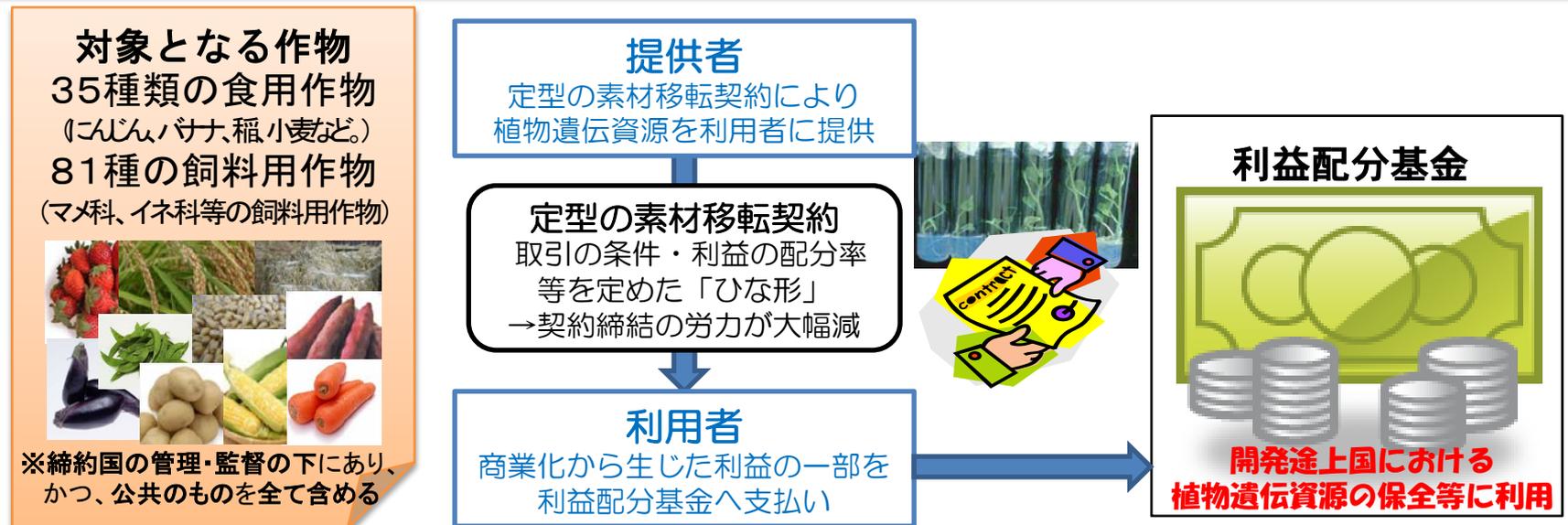
食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

- 背景**
- 食料・農業のための植物遺伝資源→食糧安全保障上の重要性大
 - 利用(関連企業・研究者等のニーズ)と保全(資源消失の防止)を調和させる国際的な枠組みの必要性

2001年の第31回国際連合食糧農業機関 (FAO) 総会で採択。
2004年発効。127箇国及びEUが締結済み(2013年1月21日現在)。米国は締結準備中。

- 内容**
- 食料・農業のための植物遺伝資源の保全・持続可能な利用、得られた利益の公正・衡平な配分を目的。
 - 締約国による措置(資源の調査・目録の作成、持続可能な利用の促進(農法の開発、育種の促進等)等)を規定。
 - 「多数国間の制度」を設立。

多数国間の制度: 植物遺伝資源の取得の促進と公正かつ衡平な利益配分のための仕組み



意義 本条約の締結は、我が国の作物育種の推進、農業・関連産業の振興に資する。

←我が国は、作物の育種・研究に必要な植物遺伝資源を外国に大きく依存。(品種改良、新品種開発には多数の系統を掛け合わせる必要あり。)